

# 福岡市共創による地域づくりアドバイザー派遣要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、「共創」による地域づくりに向けて、地域の活動について経験、技能、知識等を持ち、助言、指導ができる人材を町内会等に派遣する「福岡市共創による地域づくりアドバイザー派遣制度」に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共創による地域づくりアドバイザー（以下「アドバイザー」という。） 第4条の規定による登録を受け、地域活動に係る経験、技能、知識等を活かしながら、町内会等に対して助言、指導を行う者をいう。
- (2) 町内会等 福岡市内の自治会、町内会、自治協議会（「自治協議会に関する要綱」第4条により登録された自治協議会をいう。）をいう。
- (3) 区 区地域支援課をいう。
- (4) 公民館 福岡市公民館条例第1条別表第1に定めるものをいう。

## (利用要件)

第3条 この制度の利用対象は、町内会等に限るものとする。ただし、区及び公民館は、共創の取組みの創出に関し必要と認める場合は、第7条第1号②の分野に登録されたアドバイザーを利用することができる。

- 2 この制度は、「共創」による地域づくりのため、町内会等の円滑な運営や地域の課題解決に資する場合に利用することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、町内会等は、営利を目的とした活動、政治的又は宗教的な活動のほか、この制度の目的に反する活動については、この制度を利用することができない。

## (登録)

第4条 アドバイザーの登録は、市民局コミュニティ推進部コミュニティ推進課（以下「コミュニティ推進課」という。）が行うものとする。

- 2 本市各所属は、アドバイザーとして登録しようとする者について、アドバイザー登録推薦書（様式第1号）により、コミュニティ推進課に推薦することができることとする。
- 3 本条第1項による登録及び第2項による推薦を行う場合、アドバイザーとして登録又は推薦される者について、アドバイザー登録承諾書（個人登録にあつては、様式第2-1号、団体登録にあつては様式第2-2号）を提出するものとする。
- 4 コミュニティ推進課は、第1項の規定によりアドバイザーとして登録した者について、共創による地域づくりアドバイザー登録証（アドバイザーにあつては様式第3-1号、推薦した各所属にあつては様式第3-2号）を交付するものとする。

## (登録期間)

第5条 アドバイザーの登録期間は、4月1日から翌年度の3月31日までの2年以内とする。ただし、再登録はさまたげない。

- 2 登録日が年度中途になる場合は、前項の規定にかかわらず、その翌年度の3月31日までを任期とする。

## (名簿)

第6条 コミュニティ推進課は、登録したアドバイザーの氏名（団体にあつては、団体名）及び登録分野等を記載したアドバイザー名簿（様式4号）を作成し、管理する。

- 2 名簿は、区及びコミュニティ推進課に備え付ける。

(登録分野)

第7条 アドバイザーの登録分野は、次のとおりとする。

- (1) 地域のまちづくり全般に関すること
  - ① 地域のまちづくりやその計画策定など
  - ② 多様な主体との共創の取組み創出
- (2) 町内会等の組織の運営に関すること
  - ① 人材育成
  - ② 法務
  - ③ 会計処理
  - ④ 広報活動
  - ⑤ その他組織の運営に関すること
- (3) 地域の課題解決につながる町内会等の活動に関すること
  - ① 防犯・防災活動
  - ② 交通安全活動
  - ③ 保健・福祉活動
  - ④ 子どもの健全育成・非行防止のための活動
  - ⑤ 環境・リサイクル活動
  - ⑥ 男女共同参画の推進に関する活動
  - ⑦ 住民相互の交流につながる活動
  - ⑧ その他地域の課題解決につながる公益活動

(派遣)

第8条 アドバイザーの派遣を依頼する町内会等は、アドバイザー派遣申請書(様式第5号)により、区へ申請しなければならない。

- 2 区は、申請書の内容を確認し、派遣を予定するアドバイザーと調整した上で、アドバイザー活動依頼書(様式6-1号)をアドバイザーへ送付するとともに、申請した町内会等へアドバイザー派遣承諾書(様式6-2号)を送付するものとする。
- 3 区及び公民館がアドバイザーの派遣を依頼する場合には、区は、派遣を予定するアドバイザーと調整した上で、アドバイザー活動依頼書(様式6-1号)をアドバイザーへ送付するものとする。

(活動報告)

第9条 アドバイザー及び町内会等は、活動終了後、速やかにアドバイザー活動報告書(アドバイザーにあっては様式第7-1号、町内会等にあっては様式第7-2号)を区へ提出しなければならない。

(報償費)

第10条 区は、アドバイザー及び町内会等からアドバイザー活動報告書が提出されたときは、内容を確認の上、アドバイザーの派遣に要した時間(事前打合せを含む)に応じて報償費を支払うものとする。ただし、事前打合わせに要した報償費は、1時間を上限とする。

また、交通費やアドバイザーが補助要員を同行させた場合の補助要員分の報償費等については支払わない。

- 2 前項の報償費は次のとおりとする。

(1) 個人登録

ア. 地域活動リーダー等	3,800円/時間
イ. 会社管理者、大学准教授等	7,700円/時間
ウ. 会社役員、大学教授等	9,000円/時間
エ. コンサルタント等	18,500円/時間

(2) 団体登録

ア. 地域を中心に活動する団体等	7,700円/時間
イ. 資格・指導技術等を有する団体等	15,400円/時間
ウ. 高度な資格・指導技術等を有し、相当の経験をもつ団体等	18,000円/時間
エ. 高度な資格・指導技術や豊富な経験等を有し、コンサルタント業務を行っている企業等	37,000円/時間

(登録の取り消し)

第 11 条 コミュニティ推進課は、アドバイザーが、アドバイザーとして活動している最中に、営利を目的とした活動、政治的又は宗教的な活動のほか、この制度の目的に反する活動を行ったと認められる場合は、アドバイザーの登録取り消しを行うことができる。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、福岡市共創による地域づくりアドバイザー派遣制度に関して必要な項目は、市民局長が定める。

(施行期日)

附 則

この要綱は、平成 16 年 8 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。